

輪島市監査公表第45号

平成30年1月24日付発監査第320号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年3月23日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 輪 福 第 1379 号

平成 30 年 3 月 20 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 福祉環境部 福祉課
監査執行年月日 平成30年1月17日

監査の結果	措置の内容	措置状況
①保育料及び災害援護資金貸付金元利収入の滞納について 今後も滞納者個々の状況に応じ、適宜な対応で計画的に滞納額の削減に取り組まれたい。	保育料に関しては、滞納者に対して、児童手当から保護者の同意を得ての口座引き落としによる徴収並びにそれ以外の方法による徴収も引き続き強化しているため、保育料の滞納額は減少してきている。その他の滞納者についても引き続き状況を調査し、計画的に滞納額の早期回収に努めていきたい。 また、災害援護資金貸付金についても個別の生活状況に応じて、滞納者と相談しながら滞納額の早期回収に努めたい。	措置方針等